

## ご当地ナンバー(※)に関するQ & A

※ご当地ナンバー・・・「盛岡ナンバー」及び「平泉ナンバー」

Q 1 : ご当地ナンバーの対象車両は？

A 1 : 原動機付自転車や小型特殊自動車を除いた、軽二輪以上の車両がご当地ナンバーの対象になります。

なお、臨時運行番号標、回送運行番号標、ダンプゼッケンナンバーは対象とはなりません。

### ○新規登録関係

Q 2 : 平成26年11月17日(導入日)以降、使用の本拠の位置がご当地ナンバー対象地域となる新規登録をしたときのナンバープレートはどうなりますか。

A 2 : すべて、ご当地ナンバーを交付します。

(岩手ナンバーとの選択制ではありません。)

### ○番号変更関係

Q 3 : ご当地ナンバー対象地域で、現在使用している岩手ナンバーを、ご当地ナンバーに変更できますか。

A 3 : 変更できます。

Q 4 : ご当地ナンバー対象地域で、現在使用している岩手ナンバーはそのまま使用していてもいいですか。

A 4 : 使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q 5 : ご当地ナンバー対象地域で、現在使用している岩手ナンバーを同じ岩手ナンバーに番号変更することはできますか。

A 5 : できません。

Q 6 : ご当地ナンバー対象地域で、交付されたご当地ナンバーを岩手ナンバーに変更することはできますか。

A 6 : ご当地ナンバー対象地域で、一度交付されたご当地ナンバーは岩手ナンバーに戻すことはできません。

## ○変更(移転)登録関係

Q 7 : ご当地ナンバー対象地域で、現在使用している岩手ナンバーの自動車を岩手ナンバーの対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

A 7 : 番号変更の必要はありません。

Q 8 : ご当地ナンバー対象地域で、現在使用しているご当地ナンバーの自動車を岩手ナンバーの対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

A 8 : 番号変更が必要となり、岩手ナンバーが交付されます。

Q 9 : 岩手ナンバー対象地域で、現在使用している岩手ナンバーの自動車をご当地ナンバーの対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。  
また、他県からご当地ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか。

A 9 : 他県から転入してきた場合も含めて、すべてご当地ナンバーになります。  
(岩手ナンバーとの選択制ではありません。)

## ○その他

Q10 : ご当地ナンバーは、「盛岡」と「平泉」のうちから、どちらかを選ぶことは出来ますか。  
また、希望番号を予約するときは、どちらかを選ぶことは出来ますか。

A 10 : ご当地ナンバーの対象となる市町のナンバー表示は「盛岡」か「平泉」の一つのみです。  
したがって、どちらかを選ぶことは出来ません。  
また、希望番号を予約するときでも、どちらかを選ぶことは出来ません。